

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和7年6月17日(2025.6.17)

【公開番号】特開2023-181172(P2023-181172A)

【公開日】令和5年12月21日(2023.12.21)

【年通号数】公開公報(特許)2023-240

【出願番号】特願2023-168966(P2023-168966)

【国際特許分類】

A 63 H 3/36 (2006.01)

10

A 63 H 3/46 (2006.01)

【F I】

A 63 H 3/36 G

A 63 H 3/46 Z

【手続補正書】

【提出日】令和7年6月9日(2025.6.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1方向に延びる軸周りに回動可能な第1可動部と、

第3方向に延びる軸周りに回動可能な第2可動部と、

前記第1可動部および前記第2可動部に対して回動可能に接続される第3可動部と、を備え、

前記第1可動部は、前記第3可動部と共に前記第2可動部に対し、前記第1方向に交差する第2方向に延びる軸回りに回動可能であり、

前記第3可動部は、前記第1可動部が前記第1方向に延びる軸周りに回動した際、前記第2可動部に対して摺動する、玩具。

【請求項2】

請求項1に記載の玩具であって、

前記第1可動部は、前記第2方向に延びる柱状部を有し、

前記第3可動部は、一端側が前記柱状部の周りに設けられた旋回盤の外周面に沿って旋回可能に連結され、且つ他端側が前記一端側が旋回する際に前記第2可動部に設けられた係合孔に対して摺動可能に連結されている、玩具。

【請求項3】

請求項2に記載の玩具であって、

40

前記旋回盤の旋回面は、前記第2方向に対して傾斜している、玩具。

【請求項4】

請求項2に記載の玩具であって、

前記第3可動部は、少なくとも前記一端側が前記旋回盤を挟み込むように係合する一対の部材にて構成されている、玩具。

【請求項5】

請求項1又は2に記載の玩具であって、

前記第3可動部は、両端が第1可動部と第2可動部にそれぞれ軸支され、且つ長手方向の途中に伸縮可能なシリンダ構造を備えている、玩具。

【請求項6】

50

請求項5に記載の玩具であって、

前記第1可動部は、前記第2方向に延びる柱状部を有し、

前記第3可動部は、前記柱状部を挟み込む一対の部材を備える、玩具。

#### 【請求項7】

請求項2に記載の玩具であって、

前記第1可動部は、前記第3可動部の一端に接触可能なストッパ部によって旋回範囲が規制されている、玩具。

#### 【請求項8】

請求項1又は2に記載の玩具であって、

前記第1可動部は、第1部材および第2部材を備え、

前記第1部材および前記第2部材は、前記第1方向に延びる軸周りに所定角度の範囲で回動可能に設けられ、

前記第3可動部、及び前記第2可動部は、前記第1部材および前記第2部材の夫々に対応して設けられ、

前記第1部材および前記第2部材の夫々に対応して設けられた前記第3可動部、及び前記第2可動部は、前記第1方向に延びる前記軸に対して独立して回動可能である、玩具。

#### 【請求項9】

請求項8に記載の玩具であって、

前記第1部材および前記第2部材には、互いに接触して互いの移動角を制限する可動範囲ストッパが設けられている、玩具。

#### 【請求項10】

請求項8に記載の玩具であって、

前記玩具は、胴体又は足首を有し、

前記第2可動部は、前記胴体側若しくは前記足首側の取付部材である、玩具。

10

20

30

40

50